

NO	項目	質問	回答
1	概要	本制度の目的はなんですか。	世界的にも環境など様々な分野に配慮したサステナブルツーリズムが潮流となっています。本市においても市民生活と調和した持続可能な観光の振興を推進しており、モデル事業にも採択されています。責任ある観光客を呼び込み、市民生活と観光の調和、市民と観光客双方のしあわせを実現するための取り組みの一環として本制度を実施します。
2	概要	取組を実施していなければ申請できませんか。	取組実績と合わせて申請して頂きます。各事業者の取り組みが公表される予定であり、参考にしながら各事業者に取り組んでいただき、次年度以降に申請を行ってください。
3	概要	認定申請は義務ですか。	認証申請は義務ではありませんが、各事業者には本制度の趣旨を理解いただき、SDGsへの取り組み実施をお願いします。
4	概要	認定を受けるとどのようなメリットがありますか。	IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議HPに掲載されるなど商品や施設の露出増加に繋がります。また、世界的にもSDGsに配慮した取り組みは観光客から選ばれる基準ともなっており、企業イメージや品質の向上に繋がります。
5	概要	申請や認定を受けるために費用はかかりますか。	申請及び認証については費用はかかりません。ただし、SDGsに配慮した取組に関する経費については別途必要となる場合があります。
6	概要	SDGsへ配慮した取り組みを実施するための補助制度はありますか。	助言などを実施することはありますが、金銭的な補助はありません。
7	概要	認定に有効期限はありますか。	認定は1年間とし、認定マークには認定年度が入ります。取組を継続いただき、実績報告をしていただくことで、1年間延長します。
8	対象	どのような事業者に対して認証されますか。	市内に事務所や店舗等を設置している宿泊事業者又は市内を対象とする旅行商品を提供する事業者を対象としています。
9	対象	なぜ対象が宿泊施設と旅行商品提供事業者のみとなるのですか。	観光事業者としてより直接的な宿泊施設及び旅行商品提供事業者を対象としています。飲食業については、「いいね・食べきり推進店」等へのご協力をお願いします。 <a href="https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/gyomuannai/6_1/5479.html">https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/gyomuannai/6_1/5479.html</a>
10	対象	複数の宿泊施設を運営していますが、申請は一つでよいですか。	本制度は宿泊施設ごとに認定するものです。宿泊施設毎での申請をお願いします。
11	対象	宿泊施設内で旅行商品の取り扱いを行っている場合は一度に申請できますか。	取組項目が異なるため、別々に申請をお願いします。 (宿泊施設としての申請・旅行商品提供事業者としての申請)
12	手続き	どのように申請したらよいですか。	HPに掲載されている制度概要、募集要項、別紙をご確認の上、申請書に取組内容と実施状況を記載してください。申請書はメールに添付していただくことで申請が可能です。
13	手続き	申請書はどこにありますか	下記URLからダウンロードができます。 URL : <a href="https://kanazawa-sdgs.jp/wp-content/uploads/2023/01/01_申請書.xlsx">https://kanazawa-sdgs.jp/wp-content/uploads/2023/01/01_申請書.xlsx</a>
14	手続き	どのような書類が必要ですか。	「申請書」には事業者・施設・団体等の概要記入と認定を受ける指標への印をお願いします。 「指標●.xlsx」には取り組み内容の記載及び当該の取り組みを実施していることがわかる実施記録や就業規則などを合わせて載せてください。
15	手続き	団体等の定款、規約等を有することとなっているが、定款、規約がなければ申請できないのか。	必ずしも、定款・規約がなくても申請できますが、事業者の概要の分かるものを提出してください。(旅行業法の営業許可書など)
16	手続き	認定を受けるためには全ての指標や取り組み項目を満たしている必要がありますか。	各指標毎での認定となるため、指標全てに取り組んでいなくても申請できます。
17	手続き	認定を受けるためには全ての取組項目を満たしている必要がありますか。	指標毎で数は異なりますが、取り組み項目のうち、過半数を超える項目に取り組んでいれば申請できます。ただし、「指標1」及び「指標2」については取り組みが必須となります。
18	手続き	「指標1」はなぜ必須項目となるのですか。	「指標1」については環境保全への取り組みとなります。環境保全への取り組みは持続可能な観光のために国内外から特に求められるものとなるため、必須項目としました。
19	手続き	「指標2」はなぜ必須項目となるのですか。	持続可能な観光について、地域全体として取り組む必要があります。事業者や業界の垣根を越え、積極的に関係者と協力しながら地域全体で持続可能な観光を推進していくため、必須項目としました。

20	手続き	取り組む内容の具体例を教えてください。	申請書別紙や制度概要に具体例を記載していますのでご参照ください。
21	手続き	温室効果ガスの排出はどのように算定すればよいですか。	下記URLをご参照ください。 <a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calcul/cm_ec/2022/app3.pdf">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calcul/cm_ec/2022/app3.pdf</a> <a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calcul/itiran_2020_rev.pdf">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calcul/itiran_2020_rev.pdf</a> 算出が難しい場合は電気使用量×単位使用量当たりの排出量 ( <a href="https://www.env.go.jp/content/000049975.pdf">https://www.env.go.jp/content/000049975.pdf</a> ) で算定できます。
22	手続き	就業規則などは全体版を提出する必要がありますか。	取り組みを実施している項目がわかる部分のみで結構ですが、全体版の提出でも構いません（その際は取り組みを実施している項目に該当する箇所を分かるようにしてください。）
23	手続き	地域とはどの範囲を指していますか。	石川県内を基本としますが、内容によって南砺市など金沢市近隣を含む場合でも構いません。
24	手続き	現地での確認はありますか。	現地確認はしません。ただし、取り組み内容について確認の連絡をする場合があります。
25	手続き	小規模な事業者でも申請できますか。	規模の大小に関わらず、申請できます。
26	手続き	申請期間を教えてください。	今年度の申請期限は2023年2月末(2/28)としています。 来年度の申請につきましては、別途公開します。
27	審査	審査はいつ実施されますか。	審査は2023年3月を予定しています。
28	審査	審査は誰が行いますか。	IMAGINE KANAZAWA2030推進会議、有識者を予定しています。
29	審査	審査方法を教えてください。	実施記録等を添付した申請書を基に取組内容を確認し、書面にて審査を行います。 申請書に記載された内容と実施記録等に齟齬があれば、事務局より確認を行うことがあります。
30	審査	審査の結果、認定されないことはありますか。	取り組み内容に齟齬があり、訂正がない場合や本制度の趣旨から離れた取り組みであった場合、認定されない場合があります。
31	審査	審査結果は公表されますか。	IMAGINE KANAZAWA2030のHPで認定事業者のみ公表します。
32	ロゴマーク	ロゴマークはどのタイミングで交付されますか。	ロゴマークは審査及び公開プレゼンテーション会後に申請書に記載のメールアドレスへ送付します。
33	ロゴマーク	店頭掲示やHP、商品ページへの掲載は可能ですか。	可能です。利用者の目に留まる店頭やHPへぜひ掲載ください。
34	ロゴマーク	ロゴマークは形状や色などの変更をして使用してもよいですか。	大きさは変更できますが、縦横比の変更はしないでください。 色や形状などデザインの変更はできません。
35	公開	推進事業者に認定された場合、自社のHPでの公開は必須ですか。	公開は必須となります。利用者や関係者に広く周知し、持続可能な観光への取り組みを進めていきたいと考えています。